

特別賞規程の新旧対照表

平成 29 年 1 月 28 日変更

新	旧
(対象) 第 4 条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・<u>東京都知事賞</u>・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。	(対象) 第 4 条 西望賞は、毎年開催する日彫展に出陳された全作品を対象とする。ただし本会の会長・顧問・理事・監事及び日本芸術院賞・日展においての内閣総理大臣賞・文部大臣賞・文部科学大臣賞・会員賞受賞者及び西望賞受賞者の作品は、その対象としない。